

みんなで支え合う



国民健康保険

65歳未満の非自発的失業者の国民健康保険などが申請により軽減算定されます

厳しい雇用情勢の中で、離職者支援の一環として、引き続き国民健康保険税(国保税)の一部(所得割)の軽減を実施します。

●対象者

①雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇などの事業主都合により離職した方)

※雇用保険受給資格者証の離職理由欄に11 12 21 22 31 32のコードが入力されている方

②雇用保険の特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した方)

※雇用保険受給資格者証の離職理由欄に23 33 34のコードが入力されている方

●軽減算定の内容

(国民健康保険税)

会社の倒産や会社都合により退職するなど、非自発的理由で失業した方

非自発的失業者(注1)に係る国保税軽減対象期間

| 対象期間 | H 21年4月 | H 22年4月 | H 23年4月 | H 24年4月 |
|----------|---|----------------------------------|---------|---------|
| 離職日 | H 20年度 | H 21年度 | H 22年度 | H 23年度 |
| H 20年度以前 | 離職日 H20.4.1~H21.3.30 H21.3.31 | 施行日 H22.4.1 | 22年度末まで | |
| H 21年度 | 離職日 H21.4.1~H22.3.30 H22.3.31 | 22年度末まで | 23年度末まで | |
| H 22年度以降 | 対象期間(注2)は、 により表され、 そのうち施行日以降で網掛けの期間において保険税が軽減される。 | 離職日 H22.4.1~H23.3.30 H23.3.31 | 23年度末まで | 24年度末まで |

(注1) 雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者
(注2) 離職日の登日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

の、失業時からその翌年度末までの間、前年の給与所得を30100として算定し、負担軽減をはかります。ただし、世帯に属するその他の被保険者の所得は通常の額で算定します。

●申請の方法

雇用保険受給者証、国民健康保険被保険者証、印鑑をご持参の上、税務課住民税担当もしくは住民課保険年金担当までお越しください。

※雇用保険受給者証を紛失等された場合は、公共職業安定所(ハローワーク)で再交付を受けてください。

◆問い合わせ先 ●国保税の課税、納税相談等 税務課住民税担当・収納担当 ☎ ⑤2 6570 有線 ⑤ 5093
●国保の資格、保険証、医療給付等 住民課 保険年金担当 ☎ ⑤2 6571 有線 ⑤ 7784

国民年金

ご存じですか? 学生納付特例制度



国民年金には、学生本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。

対象となるのは、大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校等に在籍されている20歳以上の学生の方です。

なお、平成22年度に学生納付特例が承認された方で、平成23年度に引き続き学生納付特例を希望される場合も申請手続きが必要が必要です。

申請される方は、認印と学生証または在学期間のわかる証明書を持って住民課保険年金担当までお越しください。

学生納付特例が承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」の受給に必要な期間(受給資格期間)に算入されるほか、

万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間にも反映されません。ただし、年金額には反映されません。

承認された期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納付(追納)することができます。追納されるとその期間は保険料納付済期間となり、老齢基礎年金の額に反映されます。

なお、承認された年度から起算して3年度目からは当時の保険料に加算額が必要となりますのでご注意ください。

◆問い合わせ先

草津年金事務所

国民年金課

☎ 077156712220

住民課 保険年金担当

☎ ⑤2 6571

有線 ⑤ 7784